

Warning

# 北海道で 高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜を確認！(家きん11例目)

続発

**【概要】農場から通報、簡易検査及び遺伝子検査で陽性**

・12月29日 北海道由仁町 採卵鶏飼養農場 約 6,000羽

**【野鳥における事例も増加】**

・陽性確認: 1道10県 64例(野鳥53例、環境試料11例)

北海道・宮崎県・山形県・鹿児島県・新潟県・福岡県・群馬県・福島県・大分県・高知県・徳島県で陽性事例確認

～物や人の動きが多く、忙しい年末年始も、防疫意識は念頭に！～

羽数に係わらず、感染する可能性があります！

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善を！

▶ **人、物、車両の入出時対策**

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- ・着用の前後で交差のない動線、および明確な境界を確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・侵入防止対策を出入りする関係者へ周知徹底

▶ **野生動物の侵入防止、誘引防止**

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕  
→特にカラス、イタチ等の侵入防止を！
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- ・たい肥舎への防鳥ネット設置
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- ・隠れ場所を作らない(整理整頓・草刈り)



**<高病原性鳥インフルエンザの症状>**

- |              |           |            |
|--------------|-----------|------------|
| ・肉冠や肉垂が紫色になる | ・出血、壊死    | ・顔面の腫れ、むくみ |
| ・産卵低下または停止   | ・神経症状、下痢等 | ・高い死亡率     |

**少しでも異常を感じたら早期通報をお願いします！**



鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト: <http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/index.html>

異状をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728  
夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018

Warning

# 高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

## 昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認
- 家きん農場集中地域で連続的な発生が確認
- 死亡羽数増加を誘導換羽の影響と誤認したこと等により、通報が遅れ、発生が拡大



昨シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

## 01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等（塵埃）によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。（令和8年10月1日施行）

フィルター・不織布の設置

細霧装置の設置

入気口の一部閉鎖



等

## 02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。

（令和8年1月1日施行）

地域内での発生に備えた準備

- ・ 地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- ・ 地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



地域一体となった対策の実施

- ・ 農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- ・ 把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

池の周囲にネットを設置

## 03 分割管理導入の検討



- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。

- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

（令和7年10月1日施行）

## 04 誘導換羽中も警戒を徹底



- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。

- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。